

葛飾区新型インフルエンザ等対策行動計画の改定概要

区行動計画の目的

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する。
2. 区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

改定の方針

初の抜本改定を行った政府行動計画・都行動計画に基づき、以下の方針で改定

1. 新型コロナ対策において積み重ねてきた知見・経験を活かす

2. 対策項目の拡充、具体化

平時の備えの強化

- ・ 新型コロナの経験から、感染が拡大してから対応体制を確保することの難しさが明らかになりました。このことから、各対策項目について、平時からの準備を充実させています。
- ・ 人材育成や、訓練を実施することで、対応体制を見直し、有事の際の迅速な対応体制への移行を実現します。

有事の迅速な初動対応

- ・ 国や都、関係機関と連携し、国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、適切な情報提供につなげていきます。
- ・ あらかじめ計画で定めた手順により、直ちに全庁一体となった初動体制を立ち上げ、区民の生命及び健康を守るための緊急かつ総合的な対応を実施します。

改定のポイント：発生段階区分を実情に即した3つのフェーズで対策を整理

改正前	
未発生期	新型インフルエンザが発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているか、すべての患者の接触履歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態



改正後		
準備期		発生前の段階
初動期	A	国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階
対応期	B	国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期
	C-1	国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期
	C-2	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
	D	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

改定のポイント：対策項目の充実:7項目→13項目に拡充

改定前		改定後
(総論) 区の実施体制		1 実施体制
1 サーベイランス・情報収集		2 情報収集・分析
2 情報提供・共有		3 サーベイランス
3 区民相談		4 情報提供・共有 リスクコミュニケーション
4 感染拡大防止		5 水際対策
5 予防接種		6 まん延防止
6 医療		7 ワクチン
		8 医療
		9 治療法・治療薬
		10 検査
7 区民生活及び経済活動の安定の確保		11 保健
		12 物資
		13 区民生活及び区民経済の安定の確保

① 実施体制

改定のポイント

- ◆有事に迅速に対応できるよう、平時から国や都、関係機関との連携を強化します。
- ◆特に、各部署の役割を明確化し、実践的な訓練を通じて対応能力を高めます。

準備期

○実践的な訓練の実施

- ・政府行動計画及び都行動計画の内容を踏まえ、実践的な訓練を実施します。

○区行動計画等の見直しや体制整備・強化

- ・新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために、必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更します。
- ・都の研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所等の人材の確保や育成に努めます。

○国及び地方公共団体等の連携の強化

- ・国、都、区及び指定‘(地方)公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から情報共有、連携体制の確認等を行います。

初動期

○疑いを把握した場合の措置

- ・事態を的確に把握し、区民の生命及び健康を保護するため、庁内で情報共有を行うとともに、関係機関との連携を深める。

○発生が確認された場合の措置

- ・国が政府対策本部を設置した場合や都が都対策本部を設置した場合において、区は必要に応じて任意の対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めます。
- ・必要に応じて、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応の検討をします。

対応期

○持続可能な実施体制

- ・新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまでは、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、持続可能な実施体制をとります。

○緊急事態宣言がなされた場合の措置

- ・特措法に基づき、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに区対策本部を設置する。
- ・本区に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

○必要な財政上の措置

- ・必要な対策を実施するため、国からの財政支援等を有効に活用します。

② 情報収集・分析

改定のポイント

- ◆感染症対策の意思決定を支えるため、体系的かつ包括的な情報収集・分析体制を整備します。
- ◆有事には、感染症の情報だけでなく、区民生活や経済活動への影響も考慮したリスク評価を行います。

準備期

○有事に備えた情報収集体制の整備

- ・感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価を正確に行うためには、関係機関からの情報収集や情報分析が重要になることから、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時からの体制を整備します。

初動期

○迅速なリスク評価

- ・新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報の収集・分析及びリスク評価を迅速に行う。

○情報の公表

- ・国が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報について、個人情報やプライバシーの保護に十分留意しながら、区民等へ分かりやすく提供・共有する。

対応期

○適切なリスク評価

- ・新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染症拡大防止と区民生活及び地域経済との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え等の意思決定に資するよう、リスク評価を継続的に実施する。

○分析手法の検討

- ・国際機関、研究機関等の情報や、国、検疫所、J I H S 及び都からの報告、積極的疫学調査等により得られた結果等の情報収集・分析に基づき、リスク評価を実施する。
この際、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じた包括的なリスク評価を実施する。

③ サーベイランス

改定のポイント

- ◆感染症の早期探知と発生動向の把握を迅速に行う体制を構築します。
- ◆動物由来のインフルエンザウイルスも監視するなど、幅広い感染症に対応します。

準備期

○実施体制の構築

- ・感染症危機対応時における、業務量の大幅な増加に備え、平時から必要となる体制や役割分担を確認し、速やかに体制を拡大できるように準備を行う。

○平時に行う感染症サーベイランス

- ・平時から、季節性インフルエンザや新型コロナ等の急性呼吸器感染症について、指定届出機関における患者の発生動向や入院患者の発生動向等の複数の情報源から全国的な流行状況を把握する。

○DXの推進

- ・令和4年感染症法改正により、発生届等の電磁的方法による届出が努力義務とされたことを踏まえ、平時より、医師や指定届出機関の管理者からの電磁的な方法による発生届及び退院等の届出の提出を促進する。

初動期

○リスク評価

- ・区内における感染症有事（疑い事案を含む。）の発生の際に、保健所等関係機関と連携して、速やかに検査を実施することで、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報の収集を迅速に行い、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

○感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表

- ・国が公表した感染症サーベイランスの分析結果及び地域ごとの実情に応じたサーベイランスから得られた分析結果に基づく正確な情報について、区民等へ分かりやすく提供・共有する。

対応期

○有事の感染症サーベイランスの実施

- ・国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。

○感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表

- ・国が公表した感染症サーベイランスの分析結果及び地域ごとの実情に応じたサーベイランスから得られた分析結果に基づく正確な情報について、区民等へ分かりやすく提供・共有する。

④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

改定のポイント

- ◆区民が適切な判断や行動をとれるよう、科学的根拠に基づいた正確な情報を迅速に提供します。
- ◆偽情報や差別を防ぐため、双方向のコミュニケーションを重視した体制を整えます。

準備期

○区における情報提供・共有

- ・平時から、区民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める。
- ・区民等が感染症危機に対する理解を深めるため、地域の実情を踏まえた情報提供・共有を行う。

○都と区の連携について

- ・区民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や区民からの相談受付等を実施するため、連携を深めながら情報提供・共有を行う。

○双方向のコミュニケーションの体制整備

- ・国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進めます。

初動期

○区における情報提供・共有

- ・感染拡大に備えて、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について本格的に体制を強化し、区民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。
- ・区民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、その時点で最新の科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有します。

○都と区の連携について

- ・区民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や区民からの相談受付等を実施するため、連携を深めながら情報提供・共有を行う。

○双方向のコミュニケーションの体制整備

- ・国からの要請を受けて、区民の不安等を解消するため、コールセンター等を設置する。

対応期

○区における情報提供・共有

- ・個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、区民等の不安の解消等に努めます。

○都と区の連携について

- ・区民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や区民からの相談受付等を実施するため、連携を深めながら情報提供・共有を行う。

○双方向のコミュニケーションの体制整備

- ・国からの要請を受けて、コールセンター等を継続します

⑤ 水際対策

改定のポイント

- ◆国が実施する水際対策に協力し、病原体の国内侵入をできる限り遅らせるための準備を行います。これにより、国内の医療提供体制を整える時間を確保します。

準備期

○水際対策の実施に関する体制の整備

- ・ 平時から国・都と連携し、海外における感染症情報の収集を行うことにより、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に、出国予定者に向けて適時適切な情報提供・共有を行います。
- ・ 検疫所が実施する訓練の機会等を捉え、新型インフルエンザ等発生時における対策、連絡手順、協力事項等の共有を平時から行い、有事の迅速な対応につなげます。

初動期

○国、都との連携

- ・ 新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、迅速に国が実施する水際対策に協力することにより、区内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、区内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備を行う時間を確保します。
- ・ 国や都と連携しながら、居宅等待機者等に対して健康監視を実施する

対応期

○国、都との連携

- ・ 新たな病原体（変異株を含む。）の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や国内外における感染拡大の状況等を踏まえながら、国、都及び関係機関と連携して適切に水際対策を実施します。
- ・ 「封じ込めを念頭に対応する時期」「病原体の性状等に応じて対応する時期」「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」のそれぞれで、上記の対応を継続的に行います。

⑥ まん延防止

改定のポイント

- ◆感染拡大のスピードとピークを抑制し、区民の健康被害を最小限に抑えることを目的とします。
- ◆対策の効果と社会経済活動への影響のバランスを考慮し、状況に応じて柔軟に措置を切り替えます。

準備期

○新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行うことで、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制し、区民の生命及び健康を保護する。
 - ・ 換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
- また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

初動期

○国内でのまん延防止対策の準備

- ・ 国や都と相互に連携し、国内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める
- 区は、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、相互に連携し、これを有効に活用し、まん延防止対策につなげます。

対応期

○まん延防止対策

- ・ 国と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行います。また、下記2つの観点から対策を実施します。
- (ア) 患者対策
- ・ 医療機関での診察、東京都健康安全研究センター及び民間検査機関等による検査により、速やかに患者を特定し、適切な医療を提供する体制や円滑に医療機関等に搬送等が可能な体制を構築する
- (イ) 濃厚接触者対策
- ・ 国と協力し、健康観察のための体制整備や、必要な抗インフルエンザウイルス薬の予防投与に向けた準備等を行う

○事業者や学校等に対する要請

- ・ 国からの要請を受けて、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。

⑦ ワクチン

改定のポイント

- ◆新型インフルエンザ等に対応したワクチンを円滑に供給し、迅速に接種できるよう、平時から体制を構築します。
- ◆接種に必要な人員や会場、資材の確保を進め、訓練を通じて万全を期します。

準備期

○研究開発

- ・大学等の研究機関と連携し、ワクチンの研究開発の担い手の確保を推進するため、区は、大学等の研究機関を支援します。

○ワクチン供給体制

- ・管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定し、備えを進めます。

○接種体制の構築

- ・区は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行います。

○DXの推進

- ・区が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、システムの整備を行います

初動期

○ワクチン接種体制の構築

- ・ワクチン接種に必要な資材や接種会場、接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

○多様な接種体制の構築

- ・高齢者施設や福祉施設の入所者など、接種会場での接種が困難な人への対応についても、都や関係機関と連携して体制を整えます。

○安全管理と救急対応

- ・アナフィラキシーショック等の重篤な副反応に備え、救急処置用品の準備や、搬送先の病院との連携体制を消防機関とも共有し、確立します。

○DXの推進

- ・臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。

対応期

○必要な資機材の供給

- ・厚労省からの要請を受け、実際のワクチンの需要量及び供給状況の把握を行い、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行います。

○接種体制

- ・初動期に構築した接種体制に基づき、接種を行います。
- ・感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討します。

○情報提供・共有

- ・具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

⑧ 医療

改定のポイント

- ◆感染症医療と通常医療の提供体制を両立させるため、医療機関との連携を強化し、有事に備えます。
- ◆患者数の増大に備え、発熱外来や相談センターの整備を迅速に進めます。

準備期

○相談センターの整備

- ・ 新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備する。相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行います。

○予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備

- ・ 民間宿泊事業者等との間で協定の締結を進めて宿泊療養施設の確保を行いつつ、対応期において軽症者等を受け入れる場合の運営の方法等について事前に周知を行う。

○研修や訓練の実施を通じた人材の育成等

- ・ 区や医療機関等は、新型インフルエンザ等への対応力を向上させ、有事における対応体制に円滑に移行できるようにするため、平時から有事に備えた訓練や研修を行う。

初動期

○医療提供体制の確保

- ・ 区は、国からの要請を受けて、対応期における発熱外来の迅速な稼働の前提となる検査体制を遅滞なく確立するため、都予防計画に基づく検査等措置協定機関等における検査体制を速やかに整備する。

○相談センターの整備

- ・ 発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、必要に応じて、感染症指定医療機関の受診につなげる相談センターの整備を速やかに行う。
- ・ 区は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを整備し、区民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、必要に応じて感染症指定医療機関の受診につなげる。

対応期

○新型インフルエンザ等に関する基本の対応

- ・ 民間搬送事業者等と連携して、患者及び症状が回復した者について、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の中での移動手段を確保する。

○時期に応じた医療提供体制の構築

(流行初期)

医療機関等と連携し、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う流行初期医療確保措置協定締結医療機関に移送する。

(流行初期以降)

医療機関等と連携し、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う協定締結医療機関に移送する。また、自宅療養及び宿泊療養等において、感染症の特徴に応じて症状の状態等を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等を行う体制を確保する。

⑨ 治療薬・治療法

改定のポイント

- ◆国が主導する治療薬の研究開発に協力し、有事には治療薬を迅速に患者に提供できるよう体制を整えます。
- ◆医療機関への情報提供や、適切な供給・使用のための調整を行います。

準備期

○相談センターの整備

- ・新型インフルエンザ等の発生時は、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素となるため、最新の科学的知見に基づく有効な治療薬及び治療法の情報を速やかに医療機関等に提供し、医療機関等がこれらを早期に活用できるよう、平時からそのための体制づくりを行う。
- ・大学等の研究機関と連携し、治療薬・治療法の研究開発の担い手を確保するため、大学等の研究機関を支援する。

初動期

○抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）

- ・新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、準備期に構築した体制を活用して、医療機関等に対し治療薬や治療法に関する最新の知見に関する情報提供を行い、また、治療薬の適切な供給・使用がなされるよう関係機関との調整等を行う。
- ・国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザの患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。症状が現れた場合は、感染症指定医療機関等への移送に必要な応じて協力する。

対応期

⑩ 検査

改定のポイント

- ◆患者の早期発見と流行状況の把握のため、検査体制の整備と拡充を計画的に進めます。
- ◆感染拡大時には、検査物資の備蓄や人材確保、検体輸送の体制を一体的に進めます。

準備期

○検査体制の整備

- ・区有事において検査を円滑に実施するため、検体採取容器や検体採取器具、検査用試薬等の検査物資の備蓄及び確保を進める。
- また、区は、医療機関等において、検体の採取のみを行った場合に、検査実施機関へ迅速に検体の搬送を行えるよう、準備期から体制の整備に努める。

○訓練等による検査体制の維持及び強化

- ・区予防計画に基づき、東京都健康安全研究センターや検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況等の情報を有事に速やかに把握できるよう、訓練等で定期的に確認を行う。

○研究開発支援策の実施等

- ・厚生労働省が主導する検査法の研究開発について、管内の感染症指定医療機関や感染症の診療を行う医療機関等、治験体制を整えることが可能な医療機関に治験への参加を呼び掛ける等臨床研究の実施に積極的に協力する。

初動期

○検査体制の整備

- ・国からの要請を受けて、区予防計画に基づき、流行初期の目標検査実施数を迅速に確保できるよう、東京都健康安全研究センターや検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の確認を含め、検査体制を整備する。

○検査体制の立上げと維持

- ・新型インフルエンザ等の発生初期に発熱外来が設立されていない状況においては、感染が疑われる者から相談センターへの相談内容を基に当該者に対して適切に検査を実施する必要があることから、当該状況における当該者動線を踏まえて検査体制を構築し、感染拡大時の検査需要に対応できるようにする。

○研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

- ・国及びJ I H S が主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。

対応期

○検査体制

- ・管内の検査需要への対応能力を向上するため、検査等措置協定締結機関以外の民間検査機関や医療機関に協力を要請し、検査需要に対応できる検査体制を構築する。

○診断薬・検査機器等の調達・供給に係る調整

- ・厚生労働省が緊急承認・特例承認等により活用可能とした診断薬・検査機器等について関係者に周知し、円滑に活用できるよう体制を整備する。

○リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し

- ・厚生労働省が示す検査実施の方針を参考にしながら、地域における検査キャパシティの状況や、地域における当該検査の実施ニーズ等を考慮して実施の判断を行う。

11 保健

改定のポイント

- ◆感染症危機対応の中心的役割を担う保健所の体制を強化します。
- ◆業務効率化のためICT活用を進め、外部人材の活用も視野に入れて、業務負荷の軽減を図ります。

準備期

○人材の確保

- ・区は、保健所における流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、内部職員だけでなく、外部専門職等の活用をしながら、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。

○保健所等の体制整備

- ・感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。また、保健所等における交替要員を含めた人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。加えて、外部委託や他の区市町村の協力を活用しつつ、健康観察を実施できるよう体制を整備する。

初動期

○有事体制への移行準備

- ・健康危機対処計画に基づき、都と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえた必要な物資・資機材の調達準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。

○区民への情報提供・共有の開始

- ・国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の区民への周知、Q & Aの公表、区民向けのコールセンター等の設置等を通じて、区民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

対応期

○有事体制への移行

- ・全庁を挙げた職員体制の構築、外部の専門職に対する応援要請等を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制を確立する。

○主な対応業務の実施

- ・準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、都や医療機関、消防機関等その他関係機関と相互に連携して、相談対応や検査・サーベイランスなど区民の生命及び健康を保護するために必要な対応を確実に実施していく。

⑫ 物資

改定のポイント

- ◆新型インフルエンザ等発生時に備え、マスクや個人防護具などの感染症対策物資を適切に備蓄します。
- ◆災害対策の備蓄と兼ねることも想定し、万が一の事態に備えます。

準備期

○感染症対策物資等の備蓄等

- ・新型インフルエンザ等の発生時に、医療提供体制、検査検体の採取、患者搬送等の業務を安全に実施するために欠かせないものであるため、区行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

初動期

対応期

13 区民生活及び区民経済の安定の確保

改定のポイント

- ◆感染症による区民生活や経済への影響を最小限に抑えるため、事業者や区民に必要な準備を促します。
- ◆支援が必要な方々へ迅速に情報が届くよう、DXを推進して仕組みを整備します。

準備期

○支援の実施に係る仕組みの整備

- ・高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意しながら、型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。

○生活支援を要する者への支援等の準備

- ・国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援）、搬送、死亡時の対応等について、都と連携し要配慮者の把握とともにその手続きを具体化します。

○火葬体制の構築

- ・都の火葬体制を踏まえ、火葬の適切な実施ができるよう平時から調整を行います。

初動期

○区民への情報提供・共有

- ・事業者や区民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける
- ・新型インフルエンザ等が発生した場合には、区民や事業者に対し、換気、手洗い、人込みを避ける等基本的な感染予防等の勧奨を行います。

○遺体の火葬・安置の準備

- ・都を通じた国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、災害対策で予定されている施設等に遺体安置所の設置準備を行う。

対応期

○区民に対する支援

- ・新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要なメンタルヘルス対策等を講じる。
- ・学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う
- ・区民の生活及び地域経済の安定のために、買占めや売惜しみが生じないように、調査・監視し、必要に応じて関係業界等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行い、実施した措置の内容について、区民への迅速かつ的確な情報共有に努める。

○事業者に対する支援

- ・新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、区民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる